

[事案 21-115] 高度障害保険金請求

- ・平成 22 年 6 月 30 日 裁定終了

< 事案の概要 >

両下肢の膝から下の機能回復が望めないと診断されていることから、高度障害状態に該当するとして、高度障害保険金の支払いを求め申立てがあったもの。

< 申立人の主張 >

平成 11 年から団体信用生命保険に加入していたが、20 年の年末からギラン・バレー症候群に罹患し起立歩行が不可能な状態となった。平成 21 年 7 月に医師から「両下肢の膝から下の機能回復が望めない」と診断され、同年 12 月にも別の医師から「回復しない」と診断されている。身体障害者手帳（1 級）の交付を受けており、約款所定の高度障害状態「両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの」に該当するので、高度障害保険金を支払ってほしい。

< 保険会社の主張 >

下記理由により、高度障害保険金の支払請求に応ずることはできない。

- (1) 申立人の主張する診断書によると「両下肢の膝から下の機能回復はほとんど望めない」と記載されており、「両下肢の膝から下の機能回復は望めない」と記載されているわけではない。また、別の診断書でも「膝から遠位の筋力の回復がほとんど認められていない」と記載されており、「回復しない」と診断されているわけではない。
- (2) 約款には、「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ 3 大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込みのない場合をいうと規定されているところ、申立人が提出した診断書には、また関節、ひざ関節、足関節のいずれについても可動域の記載があるから、「両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの」に該当しない。

< 裁定の概要 >

裁定審査会では、申立人提出の障害診断書および証明・意見書により、同人の両下肢が、高度障害状態にあると認められるかについて検討した。その結果、以下の理由により申立人が高度障害状態にあると認定することはできず、他に高度障害状態であると認定するに足りる証拠はないことから、申立人の請求を認めることができないため、生命保険相談所規程第 44 条にもとづき、裁定書にその理由を記載して裁定手続を終了した。

- (1) 診断書には、股関節伸展度・屈曲度、膝関節伸展度・屈曲度、足関節伸展度・屈曲度の自動運動範囲の記載があり、いずれにおいても、不十分ながら自力による可動範囲が存在することが明らかである。
- (2) 約款によれば、股関節、膝関節および足関節が「完全強直」状態にある場合が「下肢の用を全く永久に失ったもの」に該当すると規定されているところ、関節の「完全強直」とは、一般に関節が完全に固まって形態を変えることができなくなった状態を意味するものであるから、申立人の関節、膝関節および足関節はいずれも「完全強直」状態にあるとは言えないことは明らかである。
- (3) 申立人は、「足（肢）とは歩くためにあるものであるから、歩行ができなければ両下肢

の用を失っていないとはいえない」と主張するが、高度障害保険金に限らず、保険金は、保険契約(約款)に定められた支払事由(保険事故)に該当する事実が発生したときに支払われるものである。

<参考>当該団体信用生命保険 普通保険約款別表
高度障害保険金の支払対象となる高度障害状態

両眼の視力を永久に失ったもの
言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの